旅館業における暴力団排除条項に係る確認事項について

北海道室蘭保健所

平成30年6月15日以降、旅館業法第3条（旅館業許可申請）、第3条の2（合併、分割による承継）及び第3条の3（相続による承継）の申請に際し、その申請者が、同法第３条第2項第5号、第6号（同条第5号に該当する場合に限る）、第7号（同条第5号に該当する場合に限る）又は第8号（これらの各号を「暴力団排除条項」という）に該当するとき、許可を与えないことができる旨の規定が適用されることとなりました。

つきましては、申請者がこれらの条項に該当するかについて審査確認することとなったため、以下の情報について記入してください。

１　申請者が法人の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役員氏名 | ふりがな | 住所（市町村まで） | 生年月日 | 性別 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |
|  |  |  |  | 男・女 |

２　個人での申請の場合

申請者性別（該当する方を〇で囲む）：　男・女

【参考】

旅館業法第3条第2項

第5号　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（第8号において「暴力団員等」という。）

第6号　営業に関し成年者との同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

第7号　法人であって、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

第8号　暴力団員等がその事業活動を支配する者